議員提出第 10 号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令和８年 11 月 18 日

提出者

議会運営委員会委員長　生越 俊一

（別紙）

議員提出第 10 号議案

島根県議会会議規則の一部を改正する規則

島根県議会会議規則（昭和 34 年島根県議会告示第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「６週間」を「８週間」に改める。

第 118 条中「２人」を「３人」に改める。

附　則

この規則は、令和９年１月１日から施行する。